

商品名	総合口座（普通預金＋定期預金）
ご利用いただける方	個人のお客さま
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通預金 払戻に関する期間の定めはありません</li> <li>・定期預金 払戻に関する期間の定め（満期日）があります。スーパー定期・大口定期・期日指定定期預金・変動金利定期</li> </ul> 期間は各々の規定により取扱いします。預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	各々の規定により取扱いします。 各々の規定により取扱いします。 各々の規定により取扱いします。
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通預金 当行の国内本支店窓口のほかキャッシュカードにより当行のATMコーナーや全国のオンライン提携金融機関等でもお引出しできます。</li> <li>・定期預金 当行の国内本支店窓口（原則として取引店に限ります）で満期日以降に元金と利息を払い戻します。</li> </ul>
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	預金規定にもとづき、毎日の店頭表示の利率を適用します。 ただし、定期預金（除く、変動金利定期預金）については、預入時の店頭表示利率を満期日まで適用します。（普通預金は変動金利です） （金利については、店頭へお問い合わせください。） 各々の規定により取扱いします。 各々の規定により取扱いします。
税金	源泉分離課税 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）
手数料	キャッシュカードによる支払等にあたっては、『しがぎん』キャッシュカード規定に定める手数料を徴収することがあります。
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合口座の貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率です。</li> <li>・マル優の取扱いができます。</li> </ul>
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通預金については定めはありません。</li> <li>・定期預金については、各々の規定により取扱います。</li> </ul>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合口座およびスーパー総合口座のお取扱いは、1人1口座に限らせていただきます。（ただし成年者に限ります）</li> <li>・定期預金の満期日以降の利息は解約日又は書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> </ul>
預金保険	預金保険の対象となります。 （1人あたり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。）

当行が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です。

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772